

表14 指定物質排出施設と抑制基準

項	指定物質排出施設の種類	規模 (以上)	区分	抑制基準		備考	
				既設	新設		
ベンゼン	1	ベンゼン（濃度が体積比60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力 1,000m <sup>3</sup> /h	Q $\geq$ 3 3>Q $\geq$ 1	100 200	50 100	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限る。
	2	ヨークス炉	原料処理能力 20t/日		100	100	①装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに適用。 ②既設は特殊構造炉適用除外あり。
	3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）		Q $\geq$ 1	200	100	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限る。
	4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）			100	50	フレアスタックで処理するものを除く。
	5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量 既設 1,000kL 新設 500kL		1,500	600	①浮屋根式のものを除く。 ②基準はベンゼン注入時の排出ガスに対して適用。
	6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	ベンゼン処理能力 1 t/h	Q $\geq$ 3 3>Q $\geq$ 1	100 200	50 100	フレアスタックで処理するものを除く。
トリクロロエチレン	7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力 1,000m <sup>3</sup> /h		500	300	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限る。
	8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く。）	混合槽の容量 5kL		500	300	溶媒としてトリクロロエチレンを使用するものに限る。
	9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）			300	150	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限る。
	10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次項に掲げるものを除く。）	空気に接する面の面積 3m <sup>3</sup>		500	300	
	11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く。）	処理能力 30kg/回		500	300	

注1 Qは排出ガス量。単位は千m<sup>3</sup>N/h

2 抑制基準の単位はmg/m<sup>3</sup>N

3 既設とは、平成9年4月1日において現に施設が設置（設置の工事がされているものを含む。）されているものをいう。